

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり

- 1、現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- 2、介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- 3、介護処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化をおこなっていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

3の「見える化」要件とは①2020年度からの算定要件 ②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです

以上要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

「入職促進に向けた取組」

- ◆事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
- ◆他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ◆職場体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職場魅力度向上の取り組みの実施

「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」

- ◆働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ◆研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ◆上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

「両立支援・多様な働き方の推進」

- ◆子育てや家族等の仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ◆職員の事業等の状況に応じた勤務シフトや短時間シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度等の整備
- ◆有給休暇が取得しやすい環境の整備

「腰痛を含む心身の健康管理」

- ◆介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ◆短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ◆事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

「生産性向上のための業務改善の取り組み」

- ◆タブレット端末やインカム等 I C T 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ◆高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ◆5 S 活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）の実践による職場環境の整備
- ◆業務手順書の作成や、記録報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

「やりがい・働きがいの醸成」

- ◆ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ◆地域包括ケアの一員としてモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- ◆利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ◆ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供